

平成 2 1 年度第 3 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 平成 2 1 年度入札契約執行状況 (平成 2 1 年 9 月末)
(2) 談合情報への対応状況
- 3 審議
抽出審議
 - ・教育庁実習船管理局発注案件 (工事 4 件)
 - ・警察本部施設課発注案件 (工事 3 件、委託 1 件)
- 4 閉会

平成21年度 第3回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	白石 悟
委員	赤 淵 由紀彦
委員	柴 口 幹 男
委員	肥 前 洋 一
委員	山 本 千雅子
委員	吉 岡 征 雄

委員は、五十音順

関係各部署出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	市 川 隆 司
"	主 幹	月 田 晃 行
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	津 坂 透
"	主 査	千 葉 和 夫
建設部建設管理局建設情報課	建設情報課長	櫻 井 芳 典
"	参 事	橋 田 欣 一
"	主 幹	山 田 宏 治
"	主 幹	吉 野 敏 美
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	盛 永 昌 代
建設部建築局計画管理課	主 幹	喜 多 睦 夫
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 査	千 嶋 磨
教育庁実習船管理局管理課	主 査	寺 地 聡
"	主 査	田 中 和 也
教育庁総務政策局総務課	主 査	柏 谷 祐
教育庁総務政策局施設課	主 任	佐 藤 達 泰
警察本部施設課	企画統括官	佐々木 信
"	施設建設統括官	井 上 謙 治
"	施設建設主監	藤 田 浩
"	安全施設係長	佐 野 政 利
"	契約係主任	川 野 健
警察本部交通規制課	施設担当統括官	工 藤 辰 哉
"	規制係主任	後 藤 聡
警察本部会計課	調査官	岡 崎 涉
事務局		
所属	職	氏名
総務部行政改革局行政改革課	課 長	辺 見 広 幸
"	主 幹	大 川 祐 規 夫
"	主 査	斉 藤 英 毅

平成21年度第3回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

ただいまから、平成21年度第3回北海道入札監視委員会を開催いたします。

これからの議事の進行につきましては、白石委員長にお願いいたします。

2 報告事項

(1) 平成21年度入札契約執行状況(平成21年9月末)

(委員長)

おはようございます。それでは、早速、議事の方に入らせていただきます。

報告事項の1番目、「入札契約執行状況」について、説明をお願いします。

また、説明の際に、前回の委員会において委員から要請のありました、最低制限価格等の設定基準の改正前後における落札率の比較についても、併せて報告をお願いします。

(事務局)

資料1の「平成21年度入札契約執行状況」に基づき、本年度上半期の入札契約の状況について、報告させていただきます。

1 ページ目、1 点目の項目、発注3部の工事における一般競争入札の実施状況についてですが、平成20年度年間79.6%の実施率が、平成21年度上半期末現在89.3%となり、9.7ポイント上昇しております。

2 点目の項目は、発注部門別落札率です。

工事部門については、発注3部分について平成20年度年間分と比較し、1.5ポイント上昇しており、その他部門を加えた全体計では、1.6ポイント上昇しております。

最低制限価格の設定基準改正に伴う比較については、後程、説明させていただきます。

次のページの委託部門については、発注3部及び全体計ともに下降傾向となっております。

次に3点目の項目 入札方式別落札率の状況です。

指名競争のほうが一般競争に比べ落札率が高い状況となっております。

3 ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績、4 ページ、5 ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

平成21年度上半期は、随意契約も含め工事：3,177件、委託：4,323件を発注したところです。

次に7ページになりますが、「工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の

設定基準について」です。ご覧のとおり平成 21 年度は、3 通りの算定式により最低制限価格等を算定しております。

4 月 29 日以前は、 の算定式によっておりましたが、4 月 30 日以降に入札を執行する案件から、 の算定式に変更しております。

現場管理費を 60% から 70% に変更するとともに、価格の範囲を従前の「予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲」を「10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲」に変更。

さらに、7 月 16 日以降入札分からは、 の算定式に変更しております。現場管理費を 70% から 85% に、一般管理費を 30% から 65% に変更しております。

算定式の変更と執行状況報告の関係は、下図のとおりです。第 1 四半期は、 と の、第 2 四半期は、 と の算定式による案件が混在しています。

1 ページ戻っていただいて、「最低制限価格等の設定基準の改正に伴う落札率の比較」ですが、発注 3 部における 7 月 16 日以降入札分の落札率は、93.9%、第 1 四半期の落札率が 91.8% ですから、概ね 2 ポイント程度上昇したという結果になっております。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

以上の説明に対して、ご質問等、ございませんでしょうか。

(委員)

7月16日以降で落札率が上がったというのは、最低制限価格の計算式を変えて最低制限価格を高くしますというのに併せて、業者が自主的に今までよりも低い価格をつけなくなったため高まったと捉えてよろしいでしょうか。それとも、最低制限価格が高まったことで、それより低い価格をつけて落札できなかったというケースが増えたということはいかがでしょうか。

(建設部)

7月16日以前は、第 1 回委員会で説明をさせていただきましたが、帯広・札幌土現については特に競争が熾烈で、最低制限価格ギリギリのところを競い合っているということでした。

結果的に7月16日以降は、最低制限価格を引き上げてございますから、そういった意味で言いますと高まった分だけその地域が上がった。それが、全体の数値を押し上げているという結果にもなっております。

それと同時に全体的に見ますと、90%の下限のほうに集中するのかなと思っていたのですが、全体的には若干ですけれども各土現の数値も上回っているという結果になっております。もう少し検証していきたいと考えております。

(委員)

委託案件に関しましては、先程の2ページの資料にもございますように、昨年度からほとんど変化はなく、むしろ若干ではありますけれどもダウン傾向にあるという状況にあって、工事案件のような問題が起こっていないのか。いろいろな情報といったものはございませんでしょうか。

(建設部)

委託案件につきましては、現在、最低制限価格は委託にもございます。ただそれは、90%からほど遠く通常70%台といった状況になっております。

特に数字を押し下げている傾向は、250万円未満は最低制限価格の対象外ということで、そういう意味で言うと土現によっては、30%台あるいは40%台といった部分もございます。

結果として、競争がだんだん厳しくなっておりますから、250万円未満の委託業務に関して、数値が下がってきている傾向にあります。ですから、トータルしますと、私ども土木現業所の部分ではありますが、全体的には昨年より下回っているということがいえます。従いまして、250万円未満の部分については、今後、検討をしていかなければならないと考えております。

(委員)

250万円未満の委託業務の最低制限価格が70%台なのですか。

(建設部)

250万円以上が最低制限価格の適用となっております。250万円未満については、最低制限価格を適用していないということです。つまり、1円入札でも可能だということです。

(委員)

それで品質的に問題はないのでしょうか。

(建設部)

私ども、成果品をいただく際には、当然検査を行っておりますので、その中では特に問題は出ていません。ただ、手戻り等がありますから、その際は、所定の手続きに沿って対応させていただいております。

(委員長)

他にございませんか。そうしましたら、この件に関しましては、次回以降も落札率の動向について、引き続き調査をして報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

(2) 談合情報への対応状況

(委員長)

報告事項の2番目「談合情報への対応状況」について、説明をお願いします。

(事務局)

資料1の「談合情報対応状況」に基づき、前回の委員会以降に事務処理を了した案件に

ついて、報告をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、表に記載のとおり、札幌土木現業所及び釧路土木現業所所管の2件の発注案件に対し、3件の情報があつたものです。

結論から申し上げますと今回報告の2件の発注案件は、情報と落札対象者が相違する結果となっております。

1番の案件は、入札前に情報があつて、事情聴取を行い談合の事実が確認できなかったが、当初入札を中止し、実績要件を緩和し再度、制限付一般競争を実施したものです。

当初の同種・同規模の実績要件の過去10年間を過去15年間と拡大し、要件を緩和したものです。

再募集の結果、当初応募者のうち4者が未応募、新たに10者が応募したことから、入札参加者は当初の10者から6者増えて、16者となり、入札の結果、落札対象者が情報のあつた者とは違つた者であつたことから、その者と契約を締結したものです。

なお、2番は、1番の再情報となっております。

3番の案件は、入札前に情報があつて、事情聴取を行い談合の事実が確認できなかったが、当初入札を中止し、格付要件を緩和し再度、簡易型総合評価方式による制限付一般競争を実施したものです。当初の格付要件は、高度技術によるランクアップAであつたものを有資格者A・B等級とし、かつ、作業船使用の実績を求めたものです。

再募集の結果、情報のあつた者が参加申請を行わなかったことから、入札参加者は、当初の3者から1者減の2者となり、総合評価の結果、落札者と契約を締結したものです。

以上です。

(委員長)

今の説明に対しまして、質問等ございませんでしょうか。

(委員)

2番のファックスというのは、1番の9月17日に受けたものと全く同じものですか。

(事務局)

かたちは、ほぼ同じものです。

(委員)

ファックスで送られてきたということは、送信先の情報といったものはないのですか。

(事務局)

それは、消された上で送られておりますので、送信先といったものは見えておりません。

(委員)

1番の談合情報の落札者は、応募枠が拡大されてから参加申し込みをした業者ですか。拡大する前の枠の中の業者ですか。

(事務局)

当初から申し込みをしていた業者でした。

(委員)

(委員のみに配付している談合情報詳細資料の入札結果のうち) 1番から10番までの業者が当初から申し込みをした業者なのですか。

(事務局)

そうではありません。

(委員)

確認ですが、談合との指摘のあった業者は、最低制限価格を下回った価格をつけたため、落札できなかった訳ですが、一番低い価格はつけていたということですね。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

実際の入札の際に辞退している業者が3者ほどあるのですが、一般的にこういうようなことが結構多いのでしょうか。

(建設部)

最初に4者ほど落ちたのは、入札の時期が10月に当初予定しておりましたが、12月に変わったということで、それぞれ参加されている業者にとっては、手持ち工事の関係がございまして、この時期であれば仕事に参加できるけれども、12月であれば他の仕事を取っていて余力がないといったケースが主であります。

また、元請を取らなくとも、下請に入っているケースもございまして、この関係でもって、12月に月が変わることによって余力がなくなるということで、参加ができなくなる。

また、もう一つあるのは、10月に工事を受注するのと、12月であればどうしても雪を掴むということがございまして、それを嫌う業者がございまして、それぞれの企業の事情によりまして参加を取りやめたということになっているかと思えます。

(委員)

1番も3番も対応で要件の緩和をされておりますけれども、要件の緩和と談合との関係ですけれども、当たり前のことかもしれませんが説明いただければ。

(建設部)

当初、私どもは施工者として一定の技術的レベルを求めて要件設定をさせていただいております。ですから、通常であれば過去の実績についても10年という縛りの中でやらせてもらっておりますけれども、談合情報が入ったということを踏まえると、どうしても要件を緩和して参加者を拡大するという立場に立ちますので、10年というものについても15年

であるとか、例えば、船を使う工事についても、単純にこういう風な種別の船というよりは、一般的に使われる船といったもので緩和をさせてもらっているというのが、通常です。要は、参加者を拡大する観点でもって要件を緩和しているところです。

(委員)

3番の案件なのですけれども、当初3者が入っていた訳ですね。それで、1者が談合しているのではないかとということで、2回目要件緩和したのですけれども、結果的に参加資格者が3者から2者に減少したということです。

談合というのは、1者だけでは当然できない話なので、どこかが指摘されているということとは、どこかと話が通じているということで、十何社もあれば相手がどこかということは特定できないのですけれども、こういう非常に少数の入札の場合に情報が入ったときに、結果的に談合しているのではないかと情報のあった会社がどういう事情で降りたのかはわかりませんが、これが入札参加の資格妨害になっているといった懸念というのではないのでしょうか。こういう逆の見方で質問をさせていただくのですけれども。

(建設部)

参加をしたい者の妨げをですか。

(委員)

妨げをしているのではないかと。十何社もあればどこどこが繋がっているかということとは特定することが難しいですけれども、3者となると相手があることですから、入札に参加していない会社と談合することはあり得ない訳ですよ。そういう場合、残り2者というのも、もしかしたらそういうものに関係していたのではないかと懸念ですよ。そういうものと、もしかして内々なのか外から入札参加を妨害しようという動きでこういう投書をしているというような懸念というのではないのでしょうか。非常に少数なものですから、3者が2者になって入札を執行したというプロセスにおいて、何か問題になるようなことはないのでしょうか。

(建設部)

基本的には、私どもは参加要件を設定する際に、参加する資格の者が20者以上いるかどうかということを考慮して行っているところです。結果として3者ですけれども、この仕事に対して何者が手を挙げるかということは、それぞれ参加者についてはわからないということやっておりますから、少なくとも最初の段階では、おそらく誰が入っているのかということは、わかっていないと思っています。

ですから、そういうような事実はおそらくないのではないかと考えています。

結果として数字では3者ですから、他の2者のどちらかを落とそうとしてというのは考えられますけれども、誰が参加しているのかわからないという条件がありますから、そのの

ところまではないのではないかと考えております。

(委員)

再募集するときに、談合の疑いがあるから再募集するということは、もちろん言わないのですよね。要件を緩和して再募集した場合に、談合の疑いがあると入札者は思うのでしょうか。

(建設部)

事情聴取は、マニュアルに沿ってやらせてもらっておりますから、この3者については、情報が入っているというのは当然承知しております。該当する3者については。

(委員)

これは、道新の根釧版にニュースとして記事が出ていますよね。ということは結果的にそういう情報があるということで、当然事情聴取を受けた者は確認できますし、再募集する段階でこの案件はそういう案件だということは、この新聞を見た人は当然わかる関係になっていますよね。

(建設部)

当然、通報をしていただいた新聞社の方も結果はどうなるかという取材が入りますので、私ども再公募するというのは伝えてありますから、該当する方には全部伝わっていると考えています。

(委員長)

他に質問はございませんか。

それでは、他に質問がないようですので、談合情報に関する質問は、これで終わらせていただきます。

それでは次に、抽出審議を行います。今回は、肥前委員に抽出いただいた案件でございます。

資料等の準備の都合がありますので、10分ほど休憩し、10時40分から再開します。

(事務局)

抽出審議は、非公開となっております。関係者以外の方は、退室されるようお願いいたします。

3 審 議

(事務局)

準備が整いましたので、審議をお願いします。

今回の審議案件は、教育庁実習船管理局所管の工事 4 件及び道警本部施設課所管の工事 3 件、委託業務 1 件です。

教育庁の案件から審議をお願いします。

抽出審議 【 教育庁実習船管理局発注案件(工事 4件) 】

(委員長)

それでは、審議を始めます。

教育庁実習船管理局所管の審議案件は、実習船若竹丸に係る平成 20 年度発注工事 2 件、平成 21 年度発注工事 2 件を抽出しております。

4件の工事概要について、ご説明願います。

(教育庁)

工事4件でございますが、若竹丸の漁労装置取外し取付けほか諸工事、平成20年度と21年度同じ内容の工事でございます。若竹丸第二種中間検査工事平成20年度と21年度これにつきましても同じ内容の工事でございますので、まとめてご説明させていただきたいと思っております。

まず、実習船若竹丸漁労装置取外し取付けほか諸工事でございます。

若竹丸は、道内の水産高校の漁業実習を行う練習船でございます。実習におきましては、生徒に多くの種類の漁の経験をさせるため、マグロ延縄実習やサケマス流し網実習など多種多様な魚種の実習を行っております。そのため、それぞれの魚の種類に合わせた漁労装置、これは魚を捕る装備のことでございますが、これを航海の都度変える必要がございます。そのために、本工事を行いました。

入札執行にあたりましては、道の入札参加資格者名簿「船舶の建造及び修理」、この登録業者の中から函館市内に施設を持つ業者であって、若竹丸と同規模以上の船舶の修理能力を有し官公庁実績を有する業者を選考しましたところ、本工事を行える業者が2者となりましたことから、指名競争入札を行ったものでございます。

続きまして、若竹丸第二種中間検査工事でございます。船舶は海上を航行するため安全については十分に確保されていなければなりません。航海に出ている間に船体や運行に要する機械の劣化といった不具合が発生いたします。このような不具合は、航海の安全に直結するため、安全性が十分に確保されているかどうかを確認する、車で例えると車検のような法令で定められた検査を受けなければなりません。

本工事は定められている安全規定を満たすように整備・修理を行い、船舶検査を合格させるために行った工事でございます。

入札は、政府調達の場合に該当する契約でしたので、一般競争入札として実施いたしました。参加資格を道の入札参加資格者名簿に登載されていること、競争入札に関する指名を停止されていないこと、700t型船舶の修理能力を有すること、造船所内に乾ドックを有することといたしまして、北海道公報に告示を行ったところ、4者から参加の資格審査申請がございました。4者の資格審査の結果、全てが資格を満たしていたことから、4者による入札を行ったものでございます。以上です。

(委員長)

ただ今説明を受けました4件の工事について、一括して質問、あるいは意見等ございませんでしょうか。

(委員)

工事について、いろいろ教えていただきたいのですけれども、まず、漁労装置取外し取付けほか諸工事について、前航海中に発生した不具合等の修理工事を諸工事として併せて行っているということですが、マグロ用からサケマス用に装置を変えると同時に、他の修理が必要な箇所も見ていただくということも併せてやっている訳ですよね。

その際、部品等の交換も発生しますね。その部品代等も併せての積算となっておりますか。

(教育庁)

積算に入れております。

(委員)

どれくらい部品交換が必要かということも、あらかじめ計算して入札を行っているのですか。

(教育庁)

はい、そうです。

(委員)

それでは、それ以外でここも修理が必要だという箇所は出ない仕組みなのですか。

(教育庁)

入札の時期が航海から戻ってくる直前位なものですから、その時期にはどこがおかしいという不具合がわかっているものですから、それ以降に、新たに発生するということはありませんという状況となっておりますので、これで修理を終わらせております。

(委員)

業者も部品がどれくらい必要になるかということは、あらかじめ計算できる訳ですね。

(教育庁)

はい、そうです。

(委員)

サケマス流し網からマグロ延縄への交換も、入札等を行うのですか。

(教育庁)

本工事(マグロ延縄 サケマス流し網)は5月に行うのですが、中間検査工事は8月にございます。その工事が終わった後にマグロの航海に行くものですから、戻す作業については中間検査工事の工事項目の中に入れております。

(委員)

中間検査は毎年行うのですか。ペースはどのようになっていますか。

(教育庁)

毎年です。

(委員)

同じ船を毎年ですか。検査項目はどうなっていますか。

(教育庁)

検査は3種類ございまして、一番大きな検査は定期検査といわれるものになります。これは、5年に一回行われまして、その間に中間検査といわれるものが毎年ございます。

検査項目は定められておりまして、定期検査といわれるものは一番検査項目が多いものとなりまして、中間検査は定期の間になりますので、若干項目については少ない項目となります。

(委員)

中間検査は毎年行って、2年間でだいたい全項目の検査が終わるのですか。

(教育庁)

定期検査の中の項目の1年目にこの検査項目をやって、2年目にこの項目という訳ではなくて、必ず中間検査はこの項目をやりまますよというものが定められております。

(委員)

どれくらい項目があるかわかりませんが、項目によってだいたいどの項目がいくらか位といったおおよその想像がつくということなのでしょうね。

ちょっと気になったのが、中間検査の入札状況を見ると、4者中3者が予定価格を上回っています。ちょっと不自然ではないかと。4者中3者が上回り1者だけが下で落札するといった状況が。毎年やってわかっていてオーバーするというのは、ちょっと不自然な感じがします。他に原因があるのではないかと気になります。

(委員)

参加業者はどうやって、入札価格を出して来るのですか。事前にこちらでこの船のこの部分が壊れていますとか、この部分が不具合有りますとかそういう情報を出していますか。

もし、それがなければ、業者にとって雲を掴むような話ですよ。金額算定できないということですよ。

(教育庁)

それは、仕様としてお示ししております。事前に。

(委員)

予定価格は、事後公表ですか。

(教育庁)

はい。

(委員)

1者だけ低いというのは、どうしても落札したいということで頑張っているのか。技術力が違うのか。それとも、どれ位費用がかかるのかという計算自体が異なっているのか。要因が見当つきますでしょうか。

(教育庁)

そうですね。あくまでも推測でしかないのですが、一生懸命、頑張りたいということなのでしょうか。

(委員)

今の先生の疑問と同様なのですが、単年度で見るとそれはわからないとしか言いようがないのと思うのだけれども、検査なので毎年やっているとするれば、参加する業者はそうたくさんないので、そうすると3年、4年、検査を5年やったら、5年間でずっと見ていけば、どの会社がどれ位で毎年入札しているかということを追っていくと、この年に限ってということが有るとすれば、やっぱり不自然であって。毎年のをトータルで見ないと、我々も評価できないし、担当の方も評価できないだろうと。

これは、経年比較みたいなものをしてみると、問題がないのか、問題があるのではないかとわかるのではないだろうか。ちょっと数字の出方が不自然な気がします。

(委員)

中間検査の工事を2年連続で同じ業者が落札していますが、それ以前はどうでしたか。

(教育庁)

その前は、違う業者が落札したことがありました。この2者のどちらかという状況です。

(委員)

これは、函館市の業者が2者、釧路市の業者が2者入っているのですが、もし、釧路の業

者が落札した場合は、釧路まで船を持って行ってそちらでやるということですか。

その時の船を回す燃料代は業者の負担となるのですか。

(教育庁)

はい、直接、業者持ちです。

(委員)

そうすると、その分ハンデはあるということですね。

(委員)

その燃料代がどれ位かかるかというのは、わかりますか。

(教育庁)

燃料プラス運んでいく人件費がかかると思いますので、数百万になってくるかとは思いますが。

(委員)

そうしますと、漁労装置取外しの工事の金額が小さいものと入札に参加していない訳ですよ。それは、納得がいきませんでした。

(委員)

そちらは、指名競争ではないですか。

(教育庁)

漁労装置は、指名です。

(委員)

これは、函館の外の業者を指名しても経費がかかるという理由で、函館に地域要件を課しているのですか。

(教育庁)

それと装置自体がかなり大がかりな装置なのですけれども、函館市内の倉庫を借りましてそちらに保管しております。そこから、トラック何台かで船に持って行って付け替える。また、引き上げて戻る手間がございますので、この工事は航海と航海の間に行わなければならない工事として、航海と航海の間が約2週間、工事期間が約1週間ということで、他の場所に持って行く時間的な余裕がないということで、函館市内の業者ということで縛りをかけております。

(委員)

漁労装置の方はその場で、中間検査は持って行ってということですか。わかりました。

入札参加者は普通に費用がどれ位かかるかということを計算して入札額をつけ、予定価格も適正な価格で計算していると思うのですが、それを上回ってしまうというのは、何か理由が考えられますか。

(教育庁)

おっしゃるとおりきちんと計算して積み上げていけば、だいたいの金額になっていくと思うのですが、業者の方で上回るというのは、ちょっと承知をしていないところです。

(委員)

予定価格は、適正に計算している訳ですよね。

(委員)

これは、最初の年が4者で入札をし、その次は1者辞退しましたので3者で入札を行っておりますが、それ以前は、もっと多くの業者が入札に参加していたという過去の経緯はありますか。

(教育庁)

釧路の2者が参加されたのはここ数年でありまして。

(委員)

それ以前は、参加者がなくて函館の2者のみだったということですか。

(委員)

中間検査は、最低制限価格を課してはいないのですか。

(教育庁)

政府調達の関係になりますので、最低制限価格は設けておりません。

(委員)

今後は、あまり入札参加者は増えそうにないですか。

それと予定価格よりも高い価格で入れている業者をもうちょっと下げる余地というのはあまりなさそうですか。

(教育庁)

函館以外の業者になりますとどうしても管理的経費等がからんでしまうので、やむを得ないというか、そういう点があるのかなと思います。

業者数は、北海道で考えた場合7者しか入札参加できる業者がございませんので、それぞれの業者さんがその時期にドックがふさがっていけば、入札参加できなくなってしまいますので、それぞれの都合もあるとは思いますが、極端に増えることはおそくないと思います。

(委員)

予定価格が5,831万7千円(H20)から5,306万7千円(H21)ということでかなり下がっていますよね。これは、たぶんいろいろな関係で予算取りということもありますから、予算を要求しても厳しく査定されてつかないということで、予算上のリミットというのが当然出てくるのでしょうかけれども、これはそのような関係で、中身は同じだけれども少し検査の内

容を絞ったというようなことがあるのでしょうか。

これは、船舶の安全に基づく検査なのですけれどもこういう予算を切るということによって実際に問題が起こってくるとか、安全上の本来やらなければいけない点検を一部少し簡略化するとか、そういう問題が波及的に起こってくると思うのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

(教育庁)

検査に直結する工事とその他の修理工事とを併せて行っておりまして、その全体的な部分で当然安全に支障がないというのは当然のラインとして維持しつつ、今のところは他の諸工事を少し押さえているということでございます。基本的にこの工事が終わった後に国土交通省の検査を受け、合格して初めて航海に出られます。それに向けて、合格するという基準で行っておりますので、今のところは何とか予算内でやっているという現状です。

(委員)

この2年間で見ると金額が大分下がっているのですけれども、過去にはもっと予算があったとかそういうことはないのですか。

(教育庁)

一概に予算の上下ではなくて、それぞれ年度ごとに中間検査を第二種、第三種と検査項目の上下が多少ございまして、それに基づいて年度で上がったたり下がったりというのがございます。

今年は去年から比べて、多少検査項目が少し少ない状況でした。ですから、金額の変動は予算的なものではなくて、検査項目の増減という要因もございます。

(委員)

その辺は、安全に関わるものであることから、査定を受ける際に譲れないという部分もあるでしょうし、検査項目によって金額が違うということで理解してよろしいですね。

(委員長)

他にありませんか。

それでは以上をもちまして、教育庁実習船管理局の抽出審議を終了いたします。

お疲れ様でした。

抽出審議 【 警察本部施設課発注案件(工事 3件、委託 1件) 】

(事務局)

続きまして、道警本部施設課所管案件の審議をお願いします。

(委員長)

それでは、審議を始めます。

道警本部施設課所管の審議案件は、平成 20 年度発注工事 3 件、平成 21 年度発注委託業務 1 件を抽出しております。

1 件ずつ審議を行ってまいりますので、苫小牧警察署管内道路標示工事について、工事概要及び添付資料の「指名選考基準」についての説明をお願いします。

(警察本部)

それでは、苫小牧警察署管内道路標示工事(横断歩道外)について、概要を説明させていただきます。

この工事概要は、苫小牧警察署管内の苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町の横断歩道、自転車横断帯の標示塗り替え工事を行ったもので、工期は、平成 20 年 4 月 17 日から平成 20 年 6 月 25 日までの 70 日間。予定価格は、約 4,150 万円、落札価格は、約 3,850 万円でした。

契約方法でございますが、この工事につきましては 3 月中に指名通知をしたもので、予定価格 1 千万円以上の工事ではありますが、従前どおり指名競争入札で執行を行うこととし、15 者の指名により入札を行っております。

指名選考の方法についてですが、道警におきましては、安全施設工事については、ランダム選考という基準を設けており、この基準によりコンピューター選考をしました。

ランダム選考ですが、安全施設工事に関する工事参加希望を事前に意向調査しております、その結果、対象となる工事の業者を特定しております。

この業者の中から、安全施設工事が年間繰り返して行われるものであることから、機会均等及び恣意性の排除を図るため、コンピューターにより指名業者を選定しております。

(委員長)

それでは、1 件目道路標示工事についてご説明をいただきましたが、質問等ございませんでしょうか。

(委員)

ランダム選考についてなのですが、これは他ではやっていらっしやらないのですか。

(警察本部)

安全施設工事のみで、道警のみがやっております。安全施設工事は特殊な工事で、やれる業者が限られている。それから、同じような工事が繰り返して行われる。ということで、道警でランダム選考という基準を設定しております。

前に北海道であったランダムカットとは違うのですけれども、ランダム選考により恣意性を排除している。限られた業者の中から選ぶためにランダム選考を行っております。

(委員)

以前にあったランダムカット方式との違いは何ですか。簡単に教えてください。

(警察本部)

道のランダムカット方式は、ある程度の数まで絞り込んだ上で、何者かを切っていくといった方式だったかと思うのですが。

私どものランダム選考というものは、業者数を予定価格に対応する規定数に最初から絞る。それを選んでしまうというものです。

それと、繰り返しの工事であるため、機会均等ということで平均的に当たる仕組みしております。

(委員)

ランダムにより絞り込まないで、全員参加させるというのは、あまり好ましくないのでしょうか。

(警察本部)

それは、指名競争入札だったからであり、平成 21 年 4 月からは、全て一般競争入札に変えている訳ですが、ランダムの選考は指名競争入札であったために、15 者あるいは 7 者といった規定の数にするために行っていたということです。

現在は、例えば信号機業者ですと 30 者を切るくらいの数がやれる業者の数だと思うのですが、道路標示関係ですと 40 者程度の業者が履行可能な業者としてある訳ですが、その業者に対して一般競争入札をした場合に、ほとんど全てが来るという状況となっています。

当然、工事に履行中等の理由で来ない業者もいますが、だいたいほとんどが参加している状況となっていますので、これを全部指名する方法はなかったのかといわれれば、確かに全部指名する方法はございました。

例えば、今、原則 250 万円を超える工事を道警では全て制限付一般競争入札に変えた訳ですが、指名競争入札を緊急でやらなければならない場合はどうするのかといったら、全部に緊急ですから履行可能か確認する訳ですけれども、全部にあたって来られるところは全部来てくださいという指名になるだろうと思います。

(委員)

今は、ランダム選考は使っていないのですか。

(警察本部)

入札では使っておりません。

仮に指名競争を何かの理由で行わなければならないとしても、繰り返しの工事ではないので使いません。

現実には、指名というものがないものですから、その場になったときにランダムを使おうかという話になってくるかとは思いますが、趣旨からいってランダムは使えないかと思っております。

(委員)

各業者について、A ランク、B ランクという道警さん独自のランクというものも、まだ、残してあるのですか。

(警察本部)

ランダムやり方は、随意契約(少額随契)のときに随意契約の相手方を決める方式として残してあります。それ以外はありません。

(委員)

いろいろな基準を設けて業者を絞っていく、最後に1者残って随意契約ということでは。

(警察本部)

3者、5者等の業者数で見積合わせ(少額)を行う場合、競争性を持たせるため、5者なり3者なりをランダムで見積合わせの相手方として決めているということです。

(委員)

今まで他の案件では、随意契約というたいがい1者に決めているイメージだったのですが。

(警察本部)

金額によって異なるかと思うのですが。私どもは30万円以上250万円以下の工事は見積合わせとしています。

(委員)

やり方は望ましいですね。たいがい随意契約というと1者だけなので、ほぼ落札率100%に近いというか。

(警察本部)

ここしかできないという1者随契と少額随契は違うので、少額随契は相手方がたくさんいるものですから、競争の見積合わせとしております。

(委員)

その場合、随意契約とするのは金額が小さいからですか。

(警察本部)

少額のためです。250万円以下ということで随意契約としております。

(委員)

昨年度から方式が変わったのですが、入札の参加者数は、今まで15者で指名競争入札をしていたものよりもだいたい上回っているという状況ですか。

(警察本部)

入札参加者は、全部増えています。例えば信号機ですと常時20者以上、標示関係でいいますと30者以上が一般競争入札に対しては参加してきております。

(委員)

業者数が増えたことによって、例えば落札率で変化があったとか。そういうことはありますか。

(警察本部)

安全施設の工事の場合、実は競争が激しくて、たまたま、この道路標示工事 92.8%となっていますが、ほとんどの工事が最低制限価格近くで争っております。

参加者が増えてもやはり最低制限価格近くで争っております。指名の時もそうでした。

幸いなことに、最低制限価格を私どもも道と同じく上げましたので、その影響で落札価格というものが上昇しております。

(委員)

道のほうでも道名簿許可種別でAランクとかBランクとかつけているのと別なのですか。

(警察本部)

道路標識及び標示工事の場合は、ランクがございません。

それで、私どもでさらに、同じ機会均等といっても施工体制、能力等を勘案しましてランク分けして、当たる回数・比率をAランクはパソコンの設定で高くしております。

指名にもそういった施工能力を勘案しております。それで、ランクを道警独自で付けた訳です。

(委員)

道でもランク付けをしている電気工事でも道警独自のランクがある訳ですね。

(警察本部)

電気工事なのですけれども、安全施設の電気工事は特殊でございまして、信号機が特殊な工事ということで、(電気)A~Cランクの基準を外しております。

信号機の場合、ほとんどの業者がAランクに入りまして、工事自体がほとんどB・Cランクの工事になる訳なのですけれども、その際、Aランクの業者を入れなければ、競争が働かないということがございまして、それから、信号機工事が特殊な工事であるということで業者数が限られて、最大でも20者を超える程度、30者近くはいるのですが、その中でやりますので、A~Cランクを外してどのランクでも構わないという、ランクは全部適用しますよということで、信号機工事の場合は取り扱っております。

(委員)

道警さんで決めているランクについても、業者には伝わっているのですか。

(警察本部)

業者には伝えておりません。

(委員)

ランクは伝えないけれども、この工事に対してあなたは資格有ります、有りませんというのは種別ごとには伝えてあるのですか。

(警察本部)

現在ではなくて、この当時ですね。

(委員)

はい。当時ですね。

(警察本部)

当時は伝えてあります。意向調査について前年の12月くらいに公告を出しまして、各工種、道路標示であるとか信号機であるとか、そういう工種について、やりたい人は手を挙げてくださいという参加申し込みを求めている訳です。それに対し応募してきた業者に対しては、当然、申請し申し込んできていますから、いいですよ、悪いですよというのは返事をしております。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

それでは、この案件につきましては終わりにして、次の案件に移りたいと思います。

本部交通管制センターの工事を2件抽出しておりますので、この2件につきまして工概要のご説明をお願いいたします。

(警察本部)

それでは、本部交通管制センター第1次端末対応設定外工事と本部交通管制センター第2次端末対応設定外工事の2件について、ご説明いたします。

まず、本部交通管制センター第1次端末対応設定外工事でございますけれども、交通管制センターというのはご承知のとおり、交通の円滑化のために信号機等の制御をする、簡単に言えばそういう設備でございます。これによって交通渋滞等の緩和等を図っているところでございます。

この工事の概要ですけれども、本部交通管制センター中央装置更新に伴う既設各中央装置との接続工事になります。それから、現場急行支援システム、交通円滑化路線拡張に伴う中央装置の設定作業。それと、管制センター端末、これは集中信号制御機更新、車両感知器増設、交通情報板増設、旅行時間計測端末装置増設になりますけれども、これと中央装置との接続作業でございます。それから、本部交通管制センターと警察署間の通信回線集約装置の設定変更の工事でございます。工期は、平成20年12月26日から平成21年3月25日までの90日間。予定価格は、1億3,076万7千円、落札価格は1億3,072万5千円となっております。

契約方法につきましてですけれども、制限付一般競争入札として 11 月 18 日から 11 月 26 日までを申請期間として告示しております。業者は 1 者から参加申請がございまして、参加資格審査の結果、その 1 者により入札を行っております。

続きまして、第 2 次端末対応設定外工事ですけれども、工事概要は、管制センター端末、車両感知器増設、更新の中央装置との接続作業。VICS の関連データ変更に伴う交通情報の位置の特定に使用するデジタル地図を最新版に更新する作業です。運用操作端末の各種帳票管理機能追加、交通状況表示板標示ブロックの改修などの工事を行っております。工期は、平成 21 年 2 月 24 日から平成 21 年 3 月 25 日までの 30 日間。予定価格は、4,476 万 1,500 円、落札価格は、4,462 万 5 千円となっております。契約方法は、制限付一般競争入札で、1 月 19 日から 27 日までの間を申請期間として告示しております。先程と同じ 1 者から参加申請で、参加資格審査の結果、1 者により入札を行っております。

(委 員)

この 2 件の案件ですが、1 者からしか応募がなかったという状況なのですが、この種の案件については、参加資格のある者がかなりいるので、当然、複数者からの入札参加申請があるということ想定してこのような入札方式を採用されたのでしょうか。

それとも、過去このシステムに関連して、関係業者による非常に限定された競争しかないもので、そういう状況の中でこのような入札方式を行ったのか。

状況的に、こういった案件に対しての参加可能業者数はどの程度あるのか教えてください。

(警察本部)

業者数ですけれども、やれる可能性のある業者は 7 者程度全国にあると思います。その中で、この受注業者は、管制中央という本体の装置に関わった業者でございます。

1 者になった原因というのが、結果的には、そこの(システム)ソフトのノウハウがその業者しかないということで、1 者になっている訳です。

それでは他に参加できる可能性がないのかといいますと、そのようなことはなくて、難しい、困難ではあるかと思いますが、それを発注者側が困難だからあなたのところは駄目ですよという話にはならないので、相手方が困難だから辞退しますというのであればわかるのですけれども。そういう考え方で、私どもは、やれる可能性は確かにある訳なので、それで、ただ、参加して実際に競争しても、受注者よりも高い価格でしか出てこないだろうと、その分だけ既存システムの情報も取らなければならないだろうし、非常に困難な部分がございます。それで、1 者になったという風に理解しております。

これについては、私どものほうでも、1 者という原因について問題視しておりまして、後程、改善策を説明させていただきます。

(委員)

これを2件に分けて発注しておりますけれども、内容を見ますと1件にまとめて発注することも可能だったように思いますが、これは、何故、2件に分かれているのでしょうか。

(警察本部)

こちらの工事は、内容的には似たような工事になるのですが、第1次工事の管制センター端末工事が集中信号制御機更新、車両感知器増設、情報板と続きますが、この工事が中央工事だけではなく、現場の道路に信号機、車両感知器、情報板等を設置する工事を伴うものですから、その工事に併せて、管制センターの工事のソフトも改修するものですから、現場の方の工事と同じ時期に一齐に出せば良かったのですが、一部現場の方が遅れたこともありまして、1次、2次と分けて発注することになりました。

(委員)

本来であれば、合体することも可能であったけれども、いろいろな事情で分けざるを得なかったというのと、1次工事は工期が90日必要ですので、早くに発注しなければならぬ事情で合体できなかったということで理解してよろしいですか。

(警察本部)

道路の新設に伴って、管制センターで繋ぐということもありますので、そういうものから、どうしても工期が一緒にできないということもございます。

(委員)

もう1点ですが、落札率が極めて100%に近いのですけれども、これについては、いろいろな事情があると思うのですが、ご説明いただけますか。

(警察本部)

これについては、結果的に1者の弊害が大きいかと思いますが、確かに1者でやった場合には、このケースは1回なのですけれども、入札回数は1回でこの金額を出している訳なのですけれども、これにつきましては、従来からこの業者がだいたいこの工事を受注しておりますので、こういう工事であればこの位の値段ということは、この業者が一番わかっております。

ですから、限りなく予定価格に近いものとなっております。この工事は事後公表の案件ですが、事前公表の時代も同種の工事については、1者になる可能性が高いということで事後公表としておりました。

事前公表にしますと予定価格で入札されてしまうのと、1者の場合入札が成立しなくなってしまうため、事前公表を避けておりましたが、それにしても、従来のやっている内容から、予定価格がある程度業者の方で推定されていたのだらうと思います。

(委員)

今の関連でちょっと気になるのですが、この業者に対しての天下りはないのですか。警察庁関係、道警又は道職員の。

(警察本部)

私どもでは、承知しておりません。当該業者は道外の会社ですので、そちらの方にいるのかどうかというのはわかりません。道警の職員がそこにいるというのは、全く承知しておりません。

(委員)

承知していないのであれば、しょうがないけれども、落札率がこれだけ高いということになれば、一般人の感覚からいうと天下りが影響するのではないかと見ますよね。

そういう風に見られる以上は、担当事務局として、見られても大丈夫なのかどうかという問題意識を持って動いていただく必要が有るのではないかという気がします。

今の時点で把握していないのであれば、しょうがないですけども。

これだけの落札率を出されると、従来からやっていたからしょうがないではすむ話ではないような気がします。

(警察本部)

改善策について説明させていただきます。

昭和 45 年から 46 年にかけて、全国の主要都市に交通管制センターが開設されました。現在では、サブセンター、ミニセンター等を合わせて全国で 163 箇所になります。各交通管制センターでは、安全、円滑、快適な道路交通を実現しているところです。

しかし、近年、交通管制センターも拡大してまいりまして、各都道府県独自の機能の拡大を行って参りました。管制センターを維持している信号業者というのは、6 者あります。独自の技術によって拡張してきた訳であります。近年では、機能の拡張、新技術の導入に支障を来すようになってまいりました。

そこで、従来の大型汎用コンピューターから小型で安価なコンピューターを複数持ち、様々な問題を解消しようとする『標準化』という取り組みを平成 20 年度から、順次、警察庁の指導で行っております。

札幌においても、来年度、この『標準化』というシステムで中央装置を更新する予定であります。さらに付け加えますと、昨年度北見方面本部でこの『標準化』という構成にし、上位装置のプラットフォームのオープン化、機能・仕様、インターフェースの標準化を行い、オープン化が向上しております。

(委員)

『標準化』とは、どういう意味ですか。

(警察本部)

今までは、信号 6 者による独自の信号を制御するインターフェースなり、ソフトを使っておりましたけれども、これでは、オープン化が図れない、会社独自の方法でしか制御できませんので、その方法を同じソフトで、コンピューターは汎用小型のコンピューターですからどこの業者でも納入可能という標準的な仕様を作成して、各都道府県を統一・標準化しようという取り組みです。

(委員)

もし、今回も標準化された以降であれば、他社も応札した可能性があるということですか。

(警察本部)

そうです。

(委員)

逆に言うと、今まで、6 者が独自のノウハウとかソフトを作っていた訳ですよ。

ということは、実務的に他の 5 者は入れないですよ。今回も 1 者というのは、まず、間違いなかったと思うのですよね。

ということは、入札の制度になじまないのではないかと考えるのですよ。

(警察本部)

推定はされておりました。1 者になる可能性が高いということで考えておりました。

けれども、可能性が高いというだけであって、参加するかしないかは相手の自由だという風に考えておりましたので、それで一般競争入札としました。ただ、受注する可能性はほとんどないだろうとは考えておりました。

ただし、1 者随契にもっていくには、理屈が立たないのではないかと考えておりました。ただ、ここで、ソフトは独自のものをもってやる訳ですけども、他が全くできないと言い切れる説明ができないということを考えました。

全くできない可能性はないのではないだろうか。参加することはできるのではないだろうか。何らかの方法で相手の業者からソフトの情報を得るなり、それは、企業努力で何かすれば参加の可能性はあるのではないかとということで、制限付一般競争入札の方法をとりました。

(委員)

今回のような工事は初めてですか。

(警察本部)

いいえ。前にもあります。

(委員)

その時は、どうだったのですか。

(警察本部)

平成 20 年度から一般競争入札を導入しておりますが、それ以前の平成 18、19 年度は、1 者随契でした。

これは、意向調査をとって行ってありまして、平成 16、17 年度は、7 者なり 5 者なりの希望がございました。その工事の種類によって違うのですけれども。それぞれ、大手の信号機メーカーが応募してきておりました。その時は、指名競争入札を意向調査の結果に基づいて行っていました。それは、ノウハウもあるし工事を希望しているからということで。

ところが、平成 18、19 年度になりますと、意向調査の申請が 1 者のみとなってしまいました。平成 20 年度に一般競争入札を導入するにあたって、意向調査では 1 者のみではありますが、以前も指名競争入札でやった実績もありますし、できないことではないだろうということで、1 者随契ではなくてその導入に伴って制限付一般競争としております。

(委員)

参考見積は、業者さんからとっていますか。

(警察本部)

見積は、事前の予定価格を決めるのに、我々に予定価格を決めるノウハウがないものですから、参考見積を当該業者を含め 3 者以上ということで取っております。

(委員)

3 者以上の参考見積もりを取って、どうやって予定価格を決めているのですか。

高い、中間、低いと有りますよね。

(警察本部)

管制中央工事に関しては、一番安い最低の金額を採用しています。

一般工事ですと、一般材料に対しては平均とかの考えがあるのですが、管制中央工事に関しては、最低の見積価格を採用しています。

(委員)

当該受注者が来れば、最低の見積価格を出すのは当然のことで、たぶん、一番下を取るというやり方自体に問題があって、もし、3 者平均を出すとこのような高い落札率にはならないのかもしれませんが、きっと、『標準化』したら、今までよりもずっとコストが上がっていくはずですよ。理論的には。

(警察本部)

『標準化』は、これからのことですので、『標準化』が進むと予定価格も下がってくるのではないかと考えています。落札率も各社入ってきますので下がるかと思えます。将来の

話で、どうなるかわかりませんが、それを期待して『標準化』を図っております。

(委員)

短期的には、きっとそんなに安くないような気がします。皆さんだって、もう1回システムの中を見直しする訳ですよ。他の業者さんが来たら、よその人が作ったシステムを一生懸命見直しする訳ですよ。そこに係る人工とかがものすごい訳で、たぶん『標準化』した当初はコストアップせざるを得ないのだらうと思います。

とりあえず、今の同じやり方をするとしたら、予定価格の決め方を変えることが重要なのではないかと思います。当該受注者以外が予定価格の範囲内で絶対に応札できなくなってしまうような予定価格の決め方なのではないでしょうか。

(警察本部)

先程説明しましたとおり、けっして他のメーカーができない訳ではない。ただ、各メーカーで独自のシステムではやってはいるのですけれども、既存のソフトを解析というか、どのような信号機の制御を行っているかというところを解析する手順が有るので、手順が各社多くなってしまふところで、解析した上では、工事そのものはできると解釈しております。

ただ、その既存のソフトを解釈する作業がかなりの手間とコスト、人件費になると思うのですけれども、それで応札してこないという状況だと思います。

今おっしゃられた予定価格の決め方なのですけれども、平均というご意見もあるのですが、平均すると確かに落札率は、おそらくは下がると思います。ただ、落札金額に対しては、変わらないのではないだらうかと私は思っています。ただ、平均化という考えがなかったものですから、どうなるかわかりませんが。おそらく、落札率は下がっても落札金額はどうなのかなと私は、解するのですけれども。

(委員)

落札金額だけは同じかもしれませんが、少なくとも、他の業者さんが最初からどうやって予定価格よりも上回ってしまうという予定価格が設定されてしまう訳ですよ。

そうすると、そこを最初からその時点で排除してしまう訳ですから、排除というか予定価格を上回ったら落札できない訳ですから、その時点で排除するようなシステムになってしまっている訳ですから、予定価格の決め方で変わってくるのかなと思います。

(警察本部)

受注者以外を排除している訳ではないです。

(委員)

ないけれども、実際は、排除するようになってしまいますよね。

(警察本部)

排除というか、参加の意思がないのですね。こちらの方としては、排除という意識は全くないです。

(委員)

排除しようと思ってらっしゃるのではないと思うのですよね。ただ、システム自体は、参加する側からの視点でいくと、絶対に特定者以外は参加できないシステムになっていると。

(警察本部)

何回も繰り返して申し訳ないですが、応札はできると思うのですが。

(委員)

要は、一般人から見て、公明さというか公正さが説明を受けたときに、それではその業者で仕方がないかと言えだけの要素がないと、『標準化』がそれを担保してくれるのかどうか私にはわからないけれど。

今、先生がおっしゃったのと同じで、今のままだとこれはこのままではまずいなということが、まず先行してしまって、これを道民の人が聞いたら、何かおかしいなとみんな思ってしまうから、それだと、まずいのではないかという気はします。

(委員)

結果として、入札になっていないのではないかと思います。1人ですから。

今のところ、入札した人が1人の時はこうしようという定めか何かあるのですか。

最初から、予定していませんよね。何か考えなければいけないと思うのですけれども。

例えば1者のときには入札を止めて、随契に移行するとかということは考えられるのですか。

(警察本部)

今の規定では、1者のときでも一般競争入札は、入札を執行しますよという規定になっております。

(委員)

そこまで、書いていますか。1者でもと、それが何か不思議な気がしますね。

(警察本部)

1者であっても、競争入札を執行するとなっております。

(委員)

これは、入札制度のあり方の議論ですから、この問題ではないのですけれども、だから、随契にして、随契の契約締結の課程を公表するなり透明にするとか、契約後の履行状況についてきちんとチェックするという方向で随契を担保するとか。入札制度全体をそう

いう意味では見直さなければならぬという考え方も一方ではある訳ですよ。

今の時代の流れとして、「随契悪し」というイメージがついてしまっているから、ただ、入札の形態をとることによって、良い入札制度が維持できていると思っていたのだけれども、やってみたらやっぱり随契のほうが良いなというのが、ある程度、国の方でも気づきつつあるのですけれども、では、どうしたら良いかというアイデアが出ていないという状況なので。そういうアイデアを委員の先生からも出していただいた方が本当は良いのでしょうけれども。このままでは、担当者も困る訳ですよ。そう思いますよ。

(警察本部)

逆にこれを1者随契に持っていったら、何故これを1者随契にしたのですかという話で、同じように1者随契にした理由が問われ、もっとできる可能性があったのではないのですかと言われることとなります。少なくとも少しでも可能性があれば、対象業者となるべき者がいれば、それは、一般競争入札にしておくのが筋かなと思います。

確かに現実には、この1者しか来ないことが推定される訳ですけれども、それは、100%ではないですよという思いが私の方ではあります。

これを1者随契にしたら、もっと、批難をうける羽目になっていたのではないだろうかと思っておりますけれども。

(委員)

元々のソフトを開発した業者だけしかその内容を理解できなく、その後の工事でもできません、実質的にソフト開発業者しかこの工事はできませんと断言していただければ、すごく楽なのですけれども。そう言っていただければ良いのですけれども。

(委員長)

例えばこういう案件だと、できなくはないけれども、そのソフト自体を解析し理解し、それに対してさらに工事をやらなければいけないのですから、非常に人件費がかかる話になって、受ける側も非常にメリットを得られないようなことになると思います。

ですから、先程、お話があったような全国的に他の県警さんも含めたプラットホームの共有化のようなものが進めば、この問題は解決するような問題ではないかと思えます。

それから、この案件に限らず、案件によっては1者しか入札に参加できないような状況が当然出てくると思います。その時に、今、担当部局の方も悩まれながらやっていると思いますので、その時は、どのような形をとるのが望ましいのかということについては、発注当局の方も今後ご検討いただくとともに、この場でも、引き続きそういう問題が出てきたときに、どのような対応をしていくのが良いかということについては、引き続き話題としていきたいと思えます。

それでは、ただ今の案件につきましては、これをもって終わりにして、次の運転免許試

験場駐車場改修実施設計業務に移りたいと思います。説明をお願いします。

(警察本部)

駐車場設計業務について、説明させていただきます。

札幌運転免許試験場駐車場改修実施設計業務ですけれども、この業務の内容は、試験場の来庁者駐車場及び通路部分(約 11,000 m²)に係るアスファルト舗装改修設計と縁石や区画線といった附帯作工、それから柵や側溝といった雨水設備の改修設計を行ったものです。

業務期間は、平成 21 年 4 月 25 日から平成 21 年 6 月 30 日までの 67 日間、予定価格は、約 178 万円、落札価格は、約 81 万円、落札率は、約 45%であります。

この契約方法ですが、制限付一般競争入札で実施いたしました。4 月 13 日から 4 月 20 日までの期間を申請期間として告示しております。9 者からの申込みがございまして、これを資格審査委員会により審査し、全ての申請者が参加資格を有すると認めまして、当該入札者 9 者により入札を行っております。

(委員長)

ただ今説明がございました運転免許試験場駐車場改修実施設計業務について、質問等ございませんでしょうか。

(委員)

落札した業者と一番高い値をつけた業者との間にかなりの金額の開きがありますけれども、こういったことは、委託ではしばしば見られることなんでしょうか。

(警察本部)

通常の管理委託等ではそれほどありません。たまには離れるものもございましてけれども。

ただ、設計関係それから測量関係いわゆる工事関係の委託に関しては、かなりの開きが業者によってございます。それが現状です。

例えば、私どもは、国の契約も行っていますが、それは道の契約と違いますからこの審議対象にはならないのですが、その時に、設計等の委託業務がありますが、国は最低制限価格の設定がないので低入札調査でやる訳なのですが、その時には、明らかにいわゆる低入札の価格で、60%だとか 50%だとかという価格で来ております。そこで、それを調査した上で良いか悪いかという判断をしているのが現状であります。

やはり、同じような状況で設計、測量関係の委託業務については、そういう状況になっております。

(委員)

特に何か問題が発生したということは、ないですね。

(警察本部)

今のところ契約の中では、それは確認しておりますので、業者に対して内訳書を求めて、

どうしてこうなったかとか、これはきちんとできるかということを精査しておりますので、今まで、それができなくて不履行になったとか、何か手を抜いたとか、そういうことはございません。

(委員)

道警さんにか、道にか、わかりませんが、こういう非常に低い価格をつけて来る業者がいて、他の業者はあまり落札できないので、最低制限価格等の対策をお願いしますという陳情みたいなものはないのでしょうか。

(警察本部)

測量業務は発注件数もほとんどないのですけれども、私どもに対して、設計業者あるいは測量業者から、どうこうという話は一切来ておりません。

業界が厳しいのか、公共工事が少なくなっていて件数が少なくなっているのかわかりませんが、現実には、設計関係はそういった状態が続いている。そして、それに対して、我々の方に言ってくるかもしれないと思っているのかわからないのですけれども、言われたということは今までありません。

(委員長)

他にございませんか。それでは、質問がないようですので、以上をもちまして道警本部施設課所管関係の抽出案件を終了させていただきます。

本日は、特に、少数の入札業者しかない、最終的に1者しかないといった場合の入札の執行方法につきまして、非常にいろいろな問題がありますけれども、今後、より明解な方法として入札が執行できるような体制を詰めていただければと思います。

それでは、以上をもちまして抽出審議は終了させていただきます。

次に次回でございますけれども、第4回委員会における抽出審議の案件でございますけれども、山本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回、山本委員に抽出審議案件の抽出をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の委員会は終了させていただきますけれども、事務局の方から、何かございませんでしょうか。

(事務局)

次回委員会は2月下旬という方向で調整させていただきたいと思います。

別途、調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、これで委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(一同)

お疲れ様でした。